

徳之島町
障がい者計画及び第4期障がい福祉計画



平成 27 年 3 月

鹿児島県徳之島町

障がい者計画及び障がい福祉計画の策定にあたって



本町では、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とした「徳之島町障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」を平成24年3月に策定し、基本理念「心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくり」に基づき、障がいがある人など、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるよう、障がい福祉施策の推進に努めてまいりました。

平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定され、障害程度区分から障害支援区分への見直し、ケアホームとグループホームへの一元化などが行われました。

こうした国における各種制度の改正等を踏まえつつ、本町で進めるべき障がい者福祉施策全般に関する「障がい者計画」ならびに、障がい福祉サービス等の数値目標や見込量などを定めた「第4期障がい者福祉計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、障がい者手帳をお持ちの方を対象としたアンケート調査のほか、徳之島地区地域自立支援協議会のご協力ならびに徳之島3町連携による、住民参加型のワークショップならびにアンケート調査から浮かび上がった課題に対する解決案検討等に取り組みました。

このほど策定した新たな計画においては、基本理念を「障がいのある人もない人も共に生きる島づくり」と定め、障がいのある人もない人も暮らしやすい環境及び体制づくりを目指し、地域生活支援事業の拡充等、障がい福祉関連施策の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たりまして、熱心なご審議を賜りました徳之島町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画策定委員会委員の皆様、全面的なご協力を賜りました自立支援協議会委員の皆様、アンケート調査において貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

徳之島町長 高岡 秀規

I 総論

第1 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	3
(1)法的な位置づけ	3
(2)関連計画との位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2 現状と今後の課題	7
1 総人口	7
2 障がい者の状況	7
(1)障がい者数の推移	7
(2)身体障がい者人口の推移（身体障害者手帳所持者数の推移）	8
(3)知的障がい者人口の推移（療育手帳所持者数の推移）	9
(4)精神障がい者人口の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）	9
(5)自立支援医療(精神通院)受給者の推移	10
3 福祉サービスの利用状況	11
(1)障がい程度区分認定者数の状況	11
(2)障がい福祉サービスの利用実績	12
(3)アンケート調査結果	14
4 障がいのある方を取り巻く主な課題	20
第3 計画の基本理念と施策体系	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
(1)基本目標1 安心して生活できる支援体制づくり	22
(2)基本目標2 自立と社会参加の促進	22
(3)基本目標3 人にやさしい地域社会づくり	22
3 施策体系	23

II 徳之島町障がい者計画

第1 安心して生活できる支援体制づくり	24
1 保健・医療	24
(1)障がいの疾病による発生予防及び早期発見, 早期治療等	25
(2)健康の維持・増進	25
(3)医療・リハビリテーションの充実	26
2 生活支援サービス(福祉サービス)	27

(1) 福祉サービスの充実	28
(2) 地域生活支援事業の充実	28
(3) 経済的自立支援及び家族介護者への支援	28
3 相談・情報提供	30
(1) 相談支援体制の充実	31
(2) 情報提供の充実	31
(3) 障がいのある人の権利擁護	31
第2 自立と社会参加の推進	33
1 雇用・就労	33
(1) 雇用の啓発と関係機関との連携	34
(2) 雇用・就業の促進	34
(3) 福祉的就労の場の確保	34
2 社会参加	35
(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進	36
(2) 文化活動の促進	36
第3 人にやさしい地域社会づくり	37
1 教育・育成	37
(1) 療育・保育の充実	39
(2) 特別支援教育の充実	39
(3) 放課後活動・生涯学習の充実	40
(4) 人権教育の充実	40
2 啓発・広報	41
(1) 啓発・広報の推進	42
(2) 福祉に関する教育・研修の推進	42
(3) ボランティア活動の推進	43
3 生活環境	44
(1) 公共施設・住環境の整備の促進	45
(2) 移動, 交通対策の推進	45
(3) 防災・防犯対策の推進	46

Ⅲ 徳之島町障がい福祉計画

第1 サービス提供における基本的方針	47
第2 平成 29 年度の数値目標の設定	48
1 施設入所者の地域生活への移行	48
2 福祉施設から一般就労への移行	48
3 就労移行支援事業の利用者数	49
第3 指定障がい福祉サービス見込量の設定(障がい福祉サービス・地域生活支援事業)	50

1 障がい福祉サービス	50
(1) 訪問系サービス	51
(2) 日中活動系サービス	52
(3) 居住系サービス	54
(4) 相談支援	55
2 地域生活支援事業	56
(1) 相談支援事業	57
(2) コミュニケーション支援事業	57
(3) 日常生活用具給付等事業	58
(4) 移動支援事業	58
(5) 地域活動支援センター事業	59
(6) その他の事業	60
3 児童福祉法に関するサービス	62

IV 計画の推進体制

1 計画の周知	64
2 計画の推進体制の確立	64
3 国・県及び近隣市町との連携	64
4 計画の評価・検討	64

V 資料編

1 策定委員会設置要綱	65
2 アンケート調査票	67
3 用語解説	83
4 事業所 MAP	87